

第三次国立市子ども総合計画の「基本理念」・「基本方針」等について

(1) 基本理念について

第一次子ども総合計画は、少子化に伴うきょうだい・友達の減少、学習塾へ通う子どもの増加や、都市化に伴う自然や遊び場の減少など様々な理由により、友達と遊ぶ機会の減少や、家庭における出産や子育てへの過重な負担、地域での孤立化の進行、子育て仲間が得られ難いなどを背景として策定にあたりました。このため、これまでばらばらであった子どもに関する施策を体系的に整理し、国立市で子どもたちの育ちを、親とともに地域の大人たちで全体で支える仕組みづくり、安心して子育てができる環境づくりを基本理念としています。

つまりは、子どもが自分らしく生きる権利をうたった「子どもの権利条約」の遵守としていますが、全体的には、子どもを親・地域が見守る・子育てを支えるネットワークづくりに主眼が置かれた計画です。第二次子ども総合計画も、ほぼ、第一次を継承する計画で、第一次の施策の拡充や継続など補完が計画の基本となっております。

この間、次世代育成支援対策推進法の10年間の時限立法として集中的・計画的な取り組みにより、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進みましたが、依然として全国的な少子化の進行は続いており、子育て世代の孤独感や負担感が増加するなど、様々な課題が顕在化・深刻化しています。

このような状況に対応するため、平成24年に「子ども・子育て関連3法」が制定され、考え方の基本としては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしています。これは、しょうがい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指しています。

「子どもの最善の利益」とは、子ども権利条約の第3条に定義され、第2条「差別の禁止」、第6条「生命の権利、生存・発達の確保」、第12条「子どもの意見の尊重」の4つを合わせて一般原則とされ、ほかの権利を保障する際の前提となっており、ユニセフが進める国際戦略「子どもに優しいまち」においても、条約の一般原則を基本にして、子どもの参加をまちづくりの中心的な要素として位置づけています。

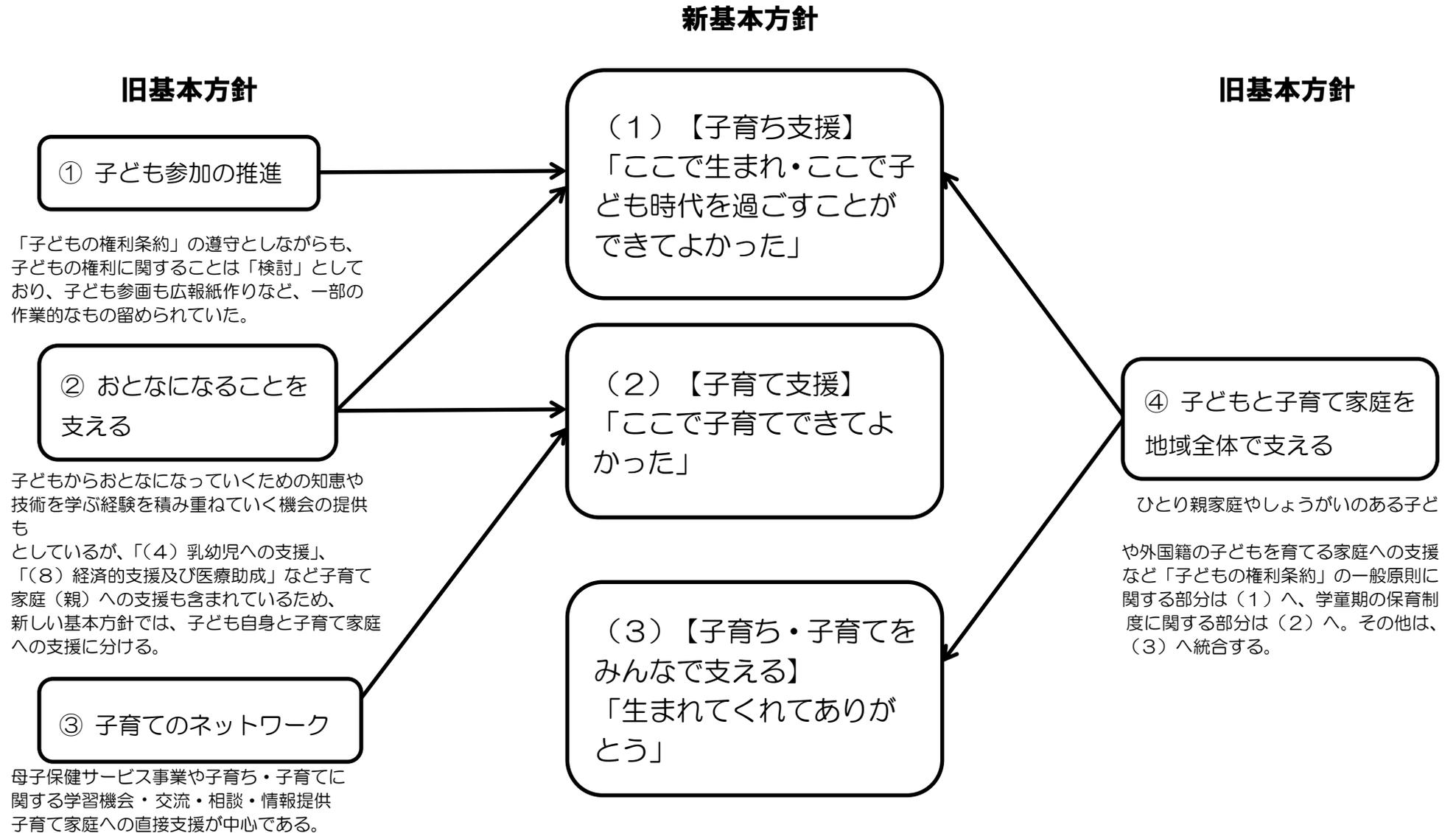
これらを踏まえ、第三次子ども総合計画では、子育て・保育・教育などにあたる大人側への支援策と今を生きている子どもが自分の価値や力に気づき、主体的に生きていくことを支援します。具体的には、いじめ・暴力・虐待・体罰・不登校・性の問題・しょうがいのある子ども・外国籍・多様な文化的背景を持つ子どもなど、子ども全員が一人の例外もなく、人間らしく・子どもらしく・自分らしく生きていけるよう、子どもの命・存在・成長発達を家庭・学校・施設・地域が支え、子ども自身が支えられているという実感を持てるまちづくりを目指します。

基本理念としては、(1)「常に『子どもの最善の利益』を前提とすること」、また、(2)「子どもが本来持っている権利を保障し子どもの自己肯定感を高めること」の2点を軸として策定を進めます。

基本理念の「子どもの最善の利益」を考える際に重要なのは、「おとなのよかれ」が子どもにとって一番いいとは限らない、子どもにとって一番いいことを「だれ」が決めるか、であります。子どもの権利条約の制定後、大きく方向を転換したのは、「子どもに一番いいことは、まず、子どもに聴いてから大人と子どもと一緒に考える」としたことです。子どもの権利条約の採択以前は、子どもにとって一番いいことは大人が決めていました。

「子どもの最善の利益」と「子どもの自己肯定感」は相互作用の関係にあり、子どもが本来持っている権利を保障し子どもの自己肯定感を高めるためには常に「子どもの最善の利益」を大前提に考える必要があります。

(2) 基本方針について



新理念・方針と旧施策の方向の結び付

基本理念

自己肯定感
（
子どもの最善の利益
）

基本方針

（1）【子育て支援】
「ここで生まれ・ここで子ども時代を過ごすことができてよかった」

（2）【子育て支援】
「ここで子育てできてよかった」

（3）【子育て・子育てをみんなで支える】
「生まれてくれてありがとう」

旧施策の方向

- ① 子どもの権利の尊重
- ② 子ども自身の参画への支援
- ③ 小学生への支援
- ④ 中・高校生への支援
- ⑤ 学生・勤労青年への支援
- ⑥ 子どもの育成の充実
- ⑦ ひとり親家庭への支援
- ⑧ しょうがいのある子どもを育てる家庭への支援
- ⑨ 外国籍の子どもを育てる家庭への支援の充実
- ⑩ 子どもが安心して園・学校へ行ける体制の整備
- ⑪ 文化・スポーツ事業の充実
- ⑫ 幼児教育・学校教育との連携

- ① 乳幼児への支援
- ② 経済的支援及び医療助成の充実
- ③ 母子保健をはじめとした子ども家庭支援ネットワークの整備・充実
- ④ 子育て・子育てに関する学習機会・交流・相談・情報提供
- ⑤ 乳幼児・学齢期の保育制度の整備
- ⑥ 子育ての地域化に向けた情報の整備

- ① 子どもたちが育つ環境整備の推進
- ② 子育てに配慮した住環境等の整備
- ③ 男女共同参画型社会の促進
- ④ 保育・教育関係者の研修
- ⑤ 地域活動促進の整備拡充
- ⑥ 公共施設・遊び場の整備と利用の推進
- ⑦ 環境問題の啓発推進

新理念・方針と施策目標の結び付

新基本理念

自己肯定感（
子どもの最善の利益（
）

新基本方針

(1) 【子育て支援】
「ここで生まれ・ここで子ども時代を過ごすことができよかった」

(2) 【子育て支援】
「ここで子育てできてよかった」

(3) 【子育て・子育てをみんなで支える】
「生まれてくれてありがとう」

新施策目標

① (仮)ありのままの自分でいられる場所づくり

② (仮)子どものひとりひとりの個性に沿った場所づくり

③ (仮)子どもたち自身による活動・体験を通して学ぶ場所づくり

① (仮)妊娠から乳幼児期の子育て支援

② (仮)学童から中高生期の子育て支援

① (仮)こころにゆとりを持って子育てと仕事ができる環境づくり

② (仮)子どもの安全と住環境の整備

子どもの権利保障のための「居場所づくり」という意味合い

新基本方針と新施策目標の結び付

(1) 【子育て支援】「ここで生まれ・ここで子ども時代を過ごすことができてよかった」

新基本方針

(1) 【子育て支援】
「ここで生まれ・ここで子ども時代を過ごすことができてよかった」

新施策目標

① (仮)ありのままの自分でいられる場所づくり

- ① 子どもの権利条例（相談・学習・啓発等を含む）
- ② 子どもの意見表明（施策の評価・計画等への参加含む）
- ③ 多文化共生社会（国際理解教育・交流事業等）
- ④ 児童虐待・DV被害者の子
- ⑤ マイノリティ問題
- ⑥ 困難を抱える若者の自立・支援

⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業

② (仮)子どものひとりひとりの個性に沿った場所づくり

- ① ひとり親家庭への支援
- ② しょうがいまたは特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援
- ③ 外国籍児童と家庭への支援
- ④ 生活困窮家庭への支援

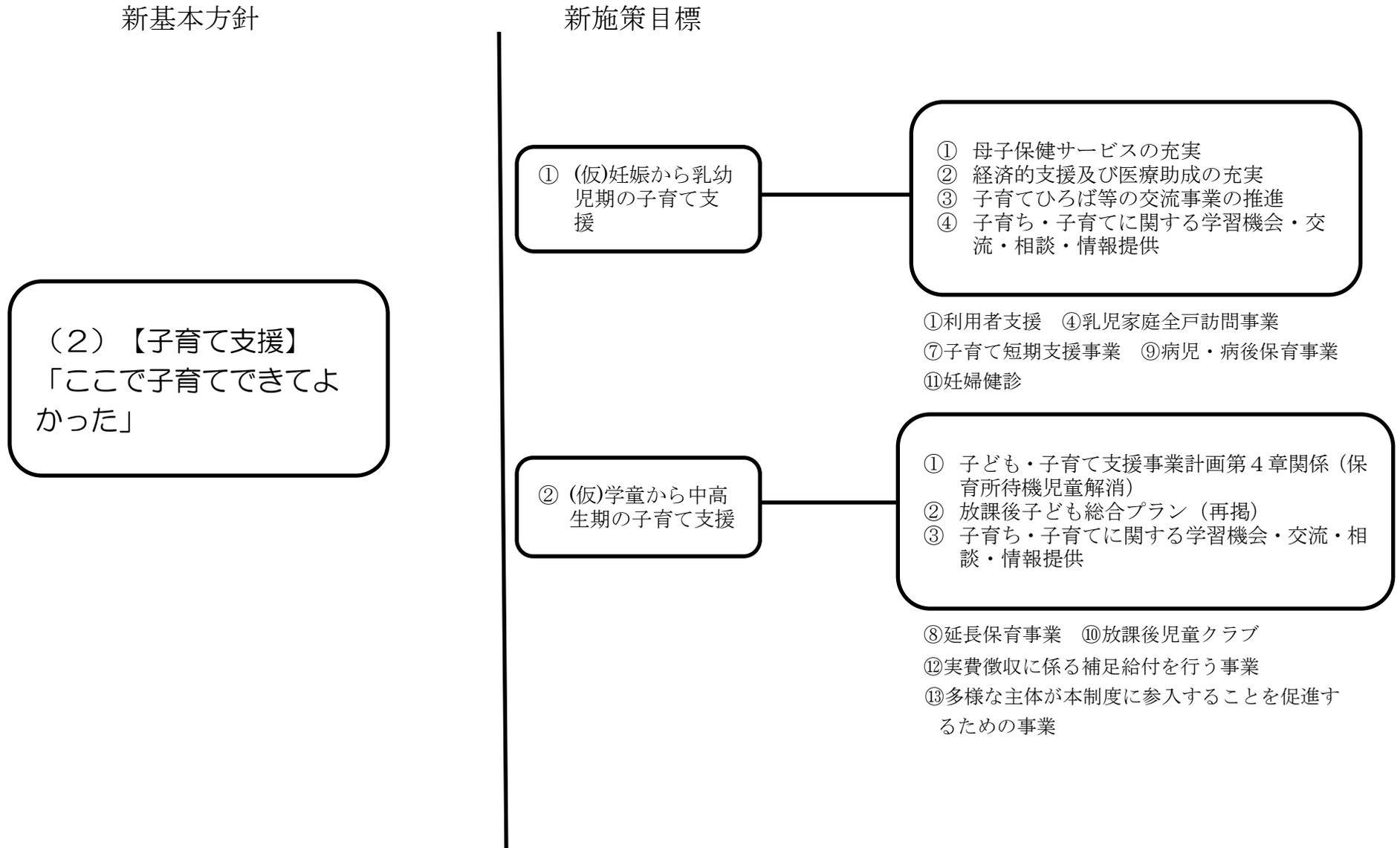
③ (仮)子どもたち自身による活動・体験を通して学ぶ場所づくり

- ① 中高生の居場所等
- ② 様々な体験学習
- ③ 放課後子ども総合プラン
- ④ 教育大綱関係

※ 教育委員会関係・放課後子どもプラン含む

新基本方針と新施策目標の結び付

(2) 【子育て支援】「ここで子育てできてよかった」



新基本方針と新施策目標の結び付

(3) 【子育て・子育てをみんなで支える】「生まれてくれてありがとう」

新基本方針

(3) 【子育て・子育てを
みんなで支える】
「生まれてくれてありが
とう」

新施策目標

① (仮)こころにゆとりを持って子育てと仕事ができる環境づくり

① 子どもと子育てを支える人材育成
② ワーク・ライフ・バランスの推進

②地域子育て支援拠点事業
③一時預かり
⑥ファミリー・サポート・センター事業

② (仮)子どもの安全と住環境の整備

① 子どもの安全と安心（犯罪・防犯・喫煙・飲酒・薬物・不審者・交通安全・メディアリテラシーなど）
② 子ども・子育て家庭への優しい施設の整備の充実

旧基本方針	旧施策の方向		新基本方針	旧施策の方向		新基本方針	新施策目標		個別施策項目(例)	
加 子 の 推 進 参	1	子ども権利の尊重	(仮)子育て支援	1	子ども権利の尊重	(仮)子育て支援	1	(仮)ありのままの自分でいられる場所づくり	①子ども権利条例(相談・学習・啓発等含む) ②子どもの意見表明(施策の評価・計画等への参加含む) ③多文化共生(国際理解教育・交流事業等) ④児童虐待・DV被害者の子 ⑤マイノリティ問題 ⑥困難を抱える若者の自立・支援	
	2	子ども自身の参画への支援		2	子ども自身の参画への支援					
お と な に な る こ と を 支 え る	3	子どもたちが育つ環境整備の推進		3	小学生への支援		(仮)子育て支援	2	(仮)子どものひとりひとりの個性に沿った場所づくり	①ひとり親家庭への支援 ②しよがいまたは特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援 ③外国籍児童と家庭への支援 ④生活困窮家庭への支援
	4	乳幼児への支援		4	中・高校生への支援					
	5	小学生への支援		5	学生・勤労少年への支援					
	6	中・高校生への支援		6	子どもの育成の充実			3	(仮)子どもたち自身による活動・体験を通して学ぶ場所づくり	①中高生の居場所等 ②様々な体験学習 ③放課後子ども総合プラン ④教育大綱関係
	7	学生・勤労少年への支援		7	ひとり親家庭への支援					
	8	経済的支援及び医療助成の充実		8	しよがいのある子どもを育てる家庭への支援			1	(仮)妊娠から乳幼児期の子育て支援	①母子保健サービスの充実 ②子ども・子育て支援事業計画第4章関係(保育所待機児童解消) ③経済的支援及び医療助成の充実 ④子育てひろば等の交流事業の推進 ⑤子育て・子育てに関する学習機会・交流・相談・情報提供
	9	幼児教育・学校教育の連携		9	外国籍の子どもを育てる家庭への支援の充実					
	10	子どもの育成の充実		10	幼児教育・学校教育の連携			(仮)子育て支援	2	(仮)学童から中高生期の子育て支援
	11	母子保健をはじめとした子ども家庭支援ネットワークの整備・充実	11	乳幼児への支援						
	12	子育て・子育てに関する学習機会・交流・相談情報提供	12	経済的支援及び医療助成の充実						
	ワ ン ネ ッ ク を 子 育 て の	13	乳幼児・学齢期の保育制度の整備	(仮)子育て支援	13	母子保健をはじめとした子ども家庭支援ネットワークの整備・充実		(仮)子育て支援	1	(仮)学童から中高生期の子育て支援
14		ひとり親家庭への支援	14		子育て・子育てに関する学習機会・交流・相談情報提供					
子 ど も と 子 育 て 家 庭 を 地 域 全 体 で 支 え る	15	しよがいのある子どもを育てる家庭への支援	(仮)子育て・子育てをみんなで支える	15	乳幼児・学齢期の保育制度の整備	(仮)子育て・子育てをみんなで支える	2	(仮)学童から中高生期の子育て支援	①放課後子ども総合プラン(再掲) ②経済的支援及び医療助成の充実 ③子育て・子育て相談の充実	
	16	外国籍の子どもを育てる家庭への支援の充実		16	子育ての地域化に向けた情報の整備					
	17	子育ての地域化に向けた情報の整備		17	子どもたちが育つ環境整備の推進		1	(仮)こころにゆとりを持って子育てと仕事ができる環境づくり	①子どもと子育てを支える人材育成 ②ワーク・ライフ・バランスの推進	
	18	子どもが安心して園・学校へ行ける体制の整備		18	子どもが安心して園・学校へ行ける体制の整備					
	19	子育てに配慮した住環境等の整備		19	子育てに配慮した住環境等の整備		2	(仮)子どもの安全と住環境の整備	①子どもの安全と安心(犯罪・防犯・喫煙・飲酒・薬物・不審者・交通安全・メディアリテラシーなど) ②子ども・子育て家庭への優しい施設の整備	
	20	男女共同参画型社会の推進		20	男女共同参画型社会の推進					
	21	保育・教育関係者の研修		21	保育・教育関係者の研修		25	環境問題の啓発推進	環境問題の啓発推進	
	22	地域活動促進の整備拡充		22	地域活動促進の整備拡充					
	23	文化・スポーツ事業の充実		23	文化・スポーツ事業の充実					
	24	公共施設・遊び場の整備と利用の推進		24	公共施設・遊び場の整備と利用の推進					
	25	環境問題の啓発推進		25	環境問題の啓発推進		25	環境問題の啓発推進	25	環境問題の啓発推進